

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

第4条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第6条第1項中「入札金額」を「予定価額」に改め、「以上」を削り、「1円」を「1,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第8条第1項中「入札書」の右に「及び第6条第1項の規定により納入した入札保証金の領収書」を加える。

第12条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1項中「又は第6条第2項の規定により入札保証金の納入に代えて提供させた担保」及び「(同条第5項において準用する第6条第2項の規定により契約保証金の納入に代えて担保を提供させる場合にあつては、当該担保の提供後)」を削り、同条第2項中「その権利を放棄した」を「契約を締結しないとき、又は第3条各号のいずれかに該当することが判明した」に改め、同条第3項前段中「又は入札保証金の納入に代えて提供させた担保」及び「又は契約保証金に代わる担保」を削る。

第16条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

第19条第2項前段中「第3項並びに」を削り、同項後段中「中「又は第6条第2項」とあるのは「又は第19条第2項において準用する第6条第2項」と、同項」を削り、「同条第2項」を「第2項」に、「「当選者」」を「、「当選者」」に改める。

第23条中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第28条第5項中「及び第3項」を削る。

第29条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により本市と契約を締結しようとする者は、その者の印鑑登録証明書（法人にあっては、法人の代表者の印鑑の証明書）を市長に提出しなければならない。

「
別記様式注以外の部分中
申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）
電話 —
を
」

「
申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
電話 —
に改め、同様式注3中「破産者で」を「
」

破産手続開始の決定を受けて」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)